

第四次草加市総合振興計画（素案） 概要版

「快適都市～地域の豊かさの創出～」をめざして



素案の閲覧場所	総合政策課・情報コーナー 草加市ホームページに掲載	
ご意見の	受付期間	平成 27 年 5 月 20 日（水）～ 6 月 18 日（木） 消印有効
	提出方法	郵送・FAX・Eメール(sogoseisaku@city.soka.saitama.jp)
お問い合わせ先	草加市総合政策部総合政策課 住所 〒340-8550 草加市高砂 1 - 1 - 1 電話 048-922-0749（直通） FAX048-922-3406	

平成 27 年 5 月

草 加 市

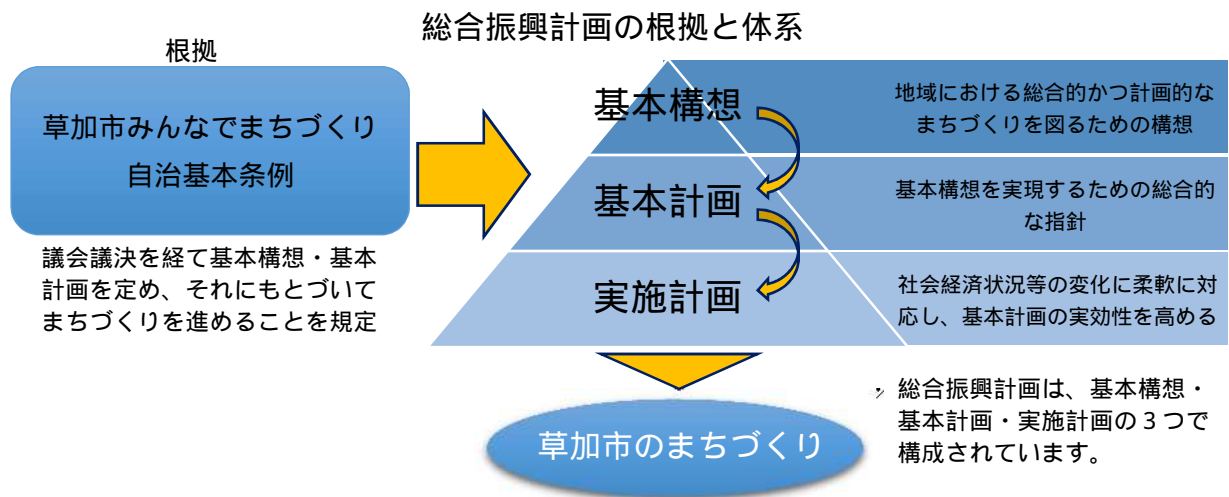
1 草加市総合振興計画とは

総合振興計画は、平成 16 年施行の「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に基づいてつくられる、草加市のまちづくりを進める上での基本となる計画です。

総合振興計画では、本市の将来像を示し、その実現のための考え方や具体的取組を総合的・網羅的に示しています。

草加市ではこれまで、昭和 48 年に第一次総合振興計画をつくって以来、第三次総合振興計画まで 3 つの総合振興計画に基づいてまちづくりを進めてきています。

第四次総合振興計画は、第三次総合振興計画を引き継ぎながら、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を踏まえ、市民と行政とが共有できる、パートナーシップによるまちづくりを進めるための計画としてつくられています。



2 第四次総合振興計画の特徴

第四次総合振興計画は、実効性が高い、使い続けられる計画とするため、以下のような特徴を持った計画としています。

特徴1 市民と行政との協働によるまちづくりの指針としての位置付け

「みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を踏まえ、パートナーシップによるまちづくりのための基本的な指針として位置付けられます。

特徴2 都市計画マスタープランと連携して作成

土地利用や道路・公園など、ハード面でのまちづくりの中心となる都市計画マスタープランと連携して計画をつくり、そのもとに個別の計画を位置付けることで、ハードとソフトの両輪の足並みがそろった計画としています。

特徴3 基本計画の計画期間を市長の任期と同じ4年間に

市民から選ばれた行政のトップである市長の意向を機動的にまちづくりに反映できるよう、基本計画の期間を市長任期である4年に合わせています。

特徴4 基本構想の計画期間を15年から20年に延長

20年後に人口構造などが大きく変わると推計されることから、その準備のための計画と位置付け、基本構想の計画期間を15年から20年に延長しました。

基本構想・基本計画・実施計画の計画期間

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																				
基本計画	第一期	第一期基本計画																			
	第二期					第二期基本計画															
	第三期								第三期基本計画												
	第四期												第四期基本計画								
	第五期																第五期基本計画				
実施計画	<p>3年間の計画を毎年度ローリング</p>																				

3 新たな計画の前提となる条件

本計画の前提条件となる将来の社会、環境、経済の主な状況を以下のようにとらえ、第四次総合振興計画では、「持続可能性」の追求と「安心」の向上の2点をキーワードとしてこれらの状況に対応できる計画とすることをめざしています。

1) 社会

人口減少と人口構成の急速な変化

- ・将来的に人口は減少に転じ、少子高齢化が進展することで、人口構造が大きく変化するものと考えられます。

高年者単身世帯の増加

- ・今後20年間でひとり暮らしの世帯、なかでも65歳以上の高年者のひとり暮らし世帯の大幅な増加が見込まれています。

2) 環境

地球温暖化への対応

- ・地球温暖化が原因といわれる集中豪雨による浸水被害などが各地で頻発しています。

大規模地震への備え

- ・各地で地震や火山噴火等が発生しています。

3) 経済

持続可能な財政の確立

- ・高年者の増加に伴う福祉などの費用増加の一方で、現役世代の減少に伴い市税収入は減少すると推測されます。

公共施設の維持・管理・再整備などに係る費用の増加

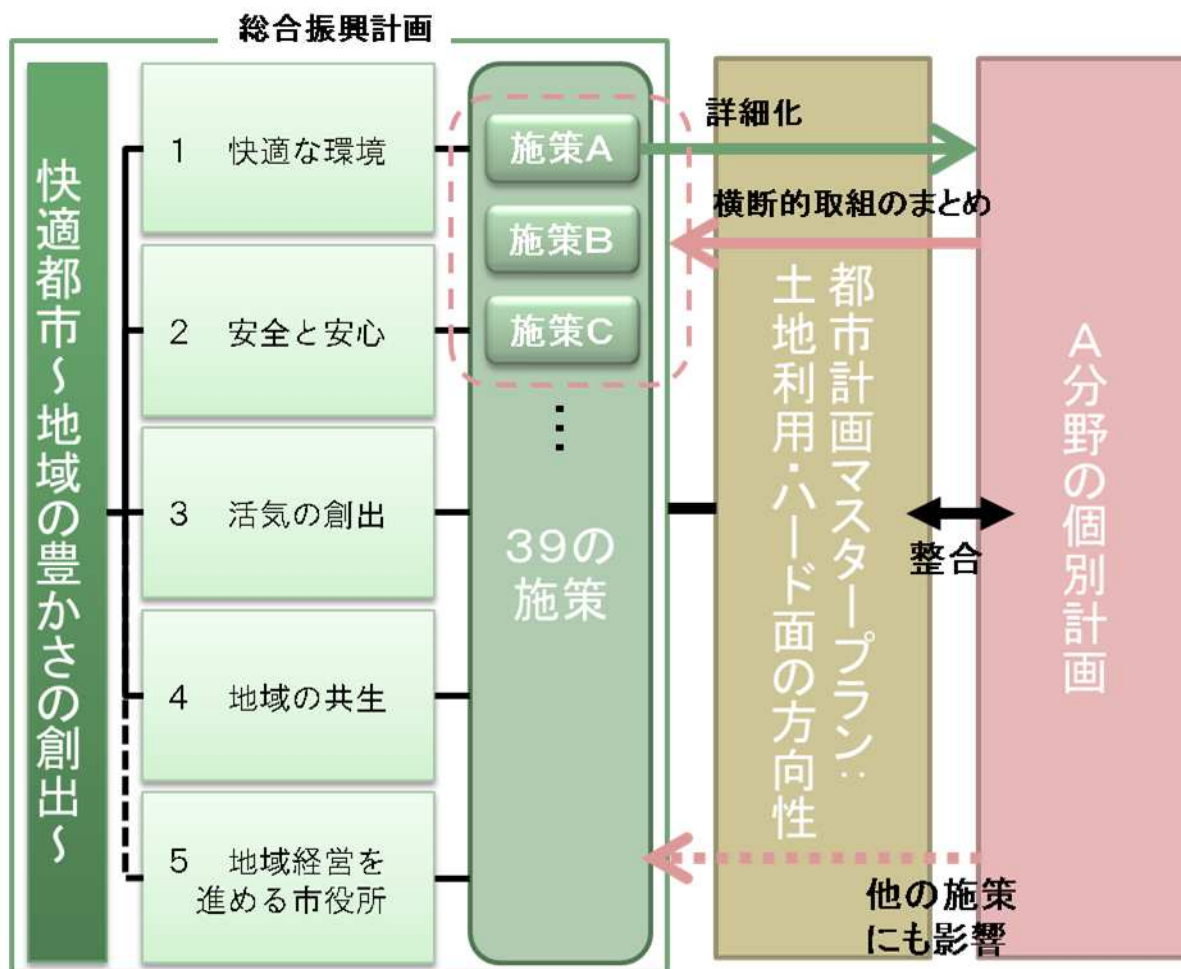
- ・建築物や道路、上下水道などの公共施設の老朽化が一斉に進行しています。



「持続可能性」の追求

「安心」の向上

総合振興計画とその他の計画との関係



個別計画は、総合振興計画で定めた施策の内容を詳細化するとともに、関連する施策横断的取組をまとめたものと位置付けます。

個別計画の中の土地利用やハード整備に関わる事項については、都市計画マスタープランとの整合を図ります。

個別計画も総合振興計画の各施策の実現に影響を与えるものなので、全庁的な観点から取組を組み立て、進める必要があります。

4 まちづくりの取組姿勢と基本姿勢

(1) まちづくりの取組姿勢

パートナーシップによるまちづくり

平成 16 年に制定した「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に基づき、「市民参画によるまちづくり」をさらに推進し、民間事業者や大学とも連携した、市民主体によるまちづくりの領域の拡大をめざします。

協働において重視すべき視点

人づくり/ 場づくり/ 情報/ コミュニティ/ 多様性の確保と創出/
既存資源の利活用/ 「安心」の向上/ 「元気」の向上

コミュニティを中心としたまちづくり

東日本大震災などにより、地域コミュニティの重要性が再認識されています。そのため、まちづくりの取組に当たっては、10 地区のコミュニティブロックを基礎的な単位として位置付け、地域コミュニティの維持・発展をめざします。

草加市のコミュニティブロック



(2) まちづくりの基本姿勢

平成25年に策定した「草加市地域経営指針」では、市民、市議会、市のパートナーシップによる「地域の豊かさ」の創出がめざされています。

「地域の豊かさ」とは、これまでの総合振興計画における「快適都市」という将来目標を別の言葉で言い表したものともいえることから、第四次総合振興計画基本構想でもまちづくりを進める上での基本姿勢として位置付けます。

1) 「地域の豊かさ」を最優先に考える

「草加市で暮らしたい」、「草加市を訪れたい」と思われる「魅力あるまちづくり」に向け、まちの活力を保ち、さらに高めていくために、「地域の豊かさ」を最優先に考え、まちの魅力や付加価値を高める取組を推進していきます。

2) つよいまちをつくる

防犯、防災、環境負荷の低減などの環境面、健康・社会保障、子育て、文化などの社会面、観光、産業、雇用などの経済面の3つの側面につよみ、バランスの取れた「持続可能なまち」をめざします。

3) 「資源」を有効に活用する

「地域の豊かさ」を創出するために、公的施設や多種多様な人材、自然、歴史、文化など、本市にある「資源」を有効に活用することに加え、新たな「資源」を見だし、複数の「資源」を融合することで、新しい「力」や「価値」の創造をめざします。

5 草加市の将来像

(1) 将来都市像

快適都市 ～地域の豊かさの創出～

第三次基本構想までの将来都市像である「快適都市」は、都市がめざす究極の目標といえ、今後も追求すべき目標であるため、第四次基本構想でも引き続き「快適都市」を将来都市像として掲げます。

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」は、次の4つの基本的要素から成り立っています。

快適な環境	かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくり
安全と安心	まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高める
活気の創出	草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくり
地域の共生	地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などと行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、個人として尊重されながら生き生きと暮らせるまちへ

計画の前提条件・基本姿勢・取組姿勢と将来像との関係

◆計画の前提となる条件・課題

- 社会 人口減少・超高齢化（人口構成の変化、高齢単身世帯の増加）
- 環境 防災・地球温暖化（地震、豪雨等への対応、社会変化に対応した土地利用）
- 経済 行政コスト（持続可能な財政運営、公共施設の維持・更新コスト）

◆基本構想のキーワード

- 「持続可能性」の追求
- 「安心」の向上

◆基本姿勢

- ①「地域の豊かさ」を最優先に考える
- ②つよいまちをつくる
- ③「資源」を有効に活用する

◆取組姿勢

- パートナーシップによるまちづくり

◆協働において重視すべき視点

- ①人づくり/②場づくり/③情報
- ④コミュニティ/⑤多様性の確保と創出
- ⑥既存資源の利活用/⑦「安心」の向上
- ⑧「元気」の向上

◆めざす都市像

快適都市～地域の豊かさの創出～

- 1 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる
- 2 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる
- 3 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる
- 4 地域の共生～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

(2) 将来人口の想定

平成 47 年 (西暦 2035 年) の人口 = 約 23 万人

本市の将来人口 (平成 47 年 = 西暦 2035 年) は約 23 万人を想定します。

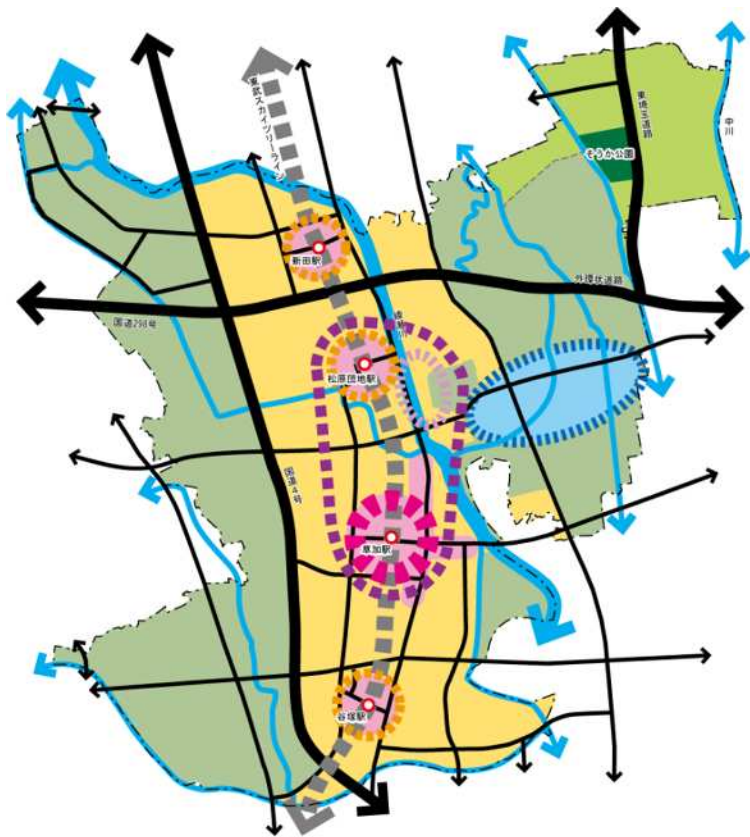
一定の人口減少と人口構成の急速な変化に柔軟に対応し、地域の豊かさが実感できる、快適都市の実現をめざします。

地域の活力を維持していくためには、人口規模を維持することが重要であることから、人口減少をできるだけ少なくするための取組を積極的に進めます。

(3) 将来都市構造

将来都市像である「快適都市」を実現するための将来の都市構造を以下のように設定します。

これまでの4つの駅を核としたまちづくりを継承しつつ、高齢社会に対応した身近な生活サービスを地域で受けられる拠点づくりを進めます。草加駅・松原団地駅周辺と、草加市文化会館、綾瀬川左岸広場及び草加松原周辺の文化核、大学などを含む一帯をにぎわい交流エリアと位置付け、文化・にぎわいの交流の推進に取り組めます。



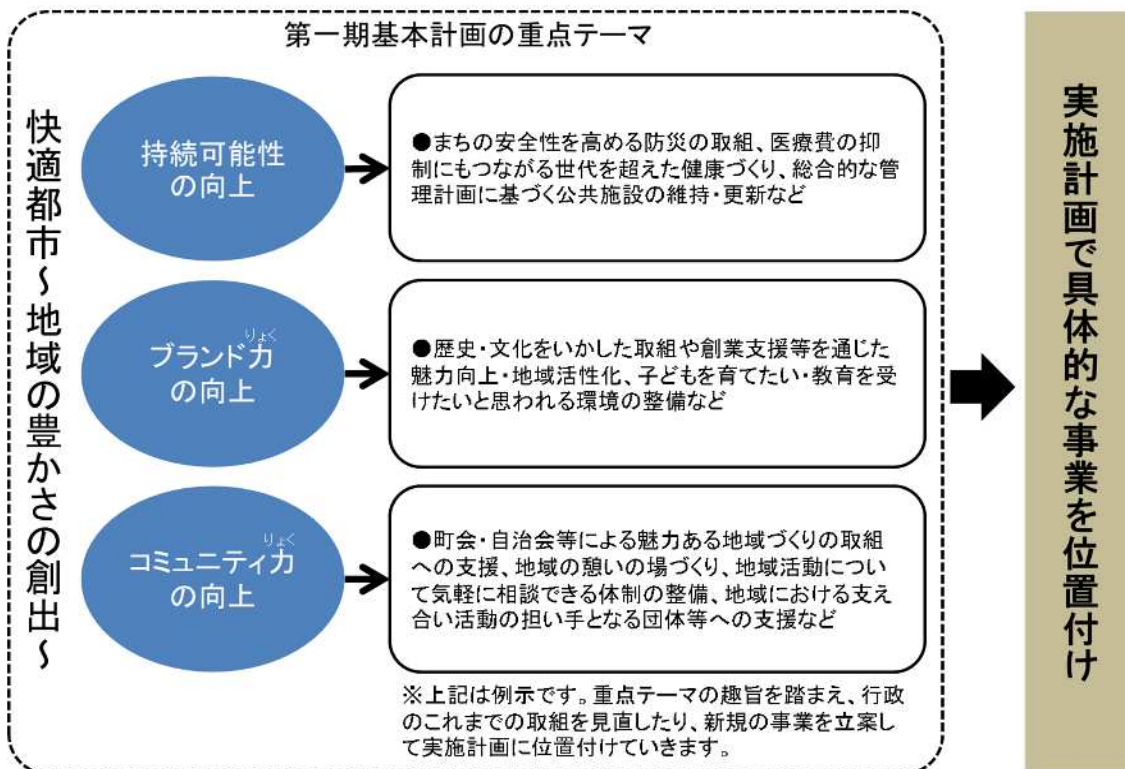
6 重点テーマ

基本構想では、平成 28 年度からの 20 年間に於いて、人口減少や高齢化、地球温暖化の進行や大規模災害のリスクの高まり、財政制約の強まりといった点を今後の重要な前提としてとらえ、これからの「快適都市」の実現に当たっては、持続可能性と安心の向上が重視されるとしてあります。

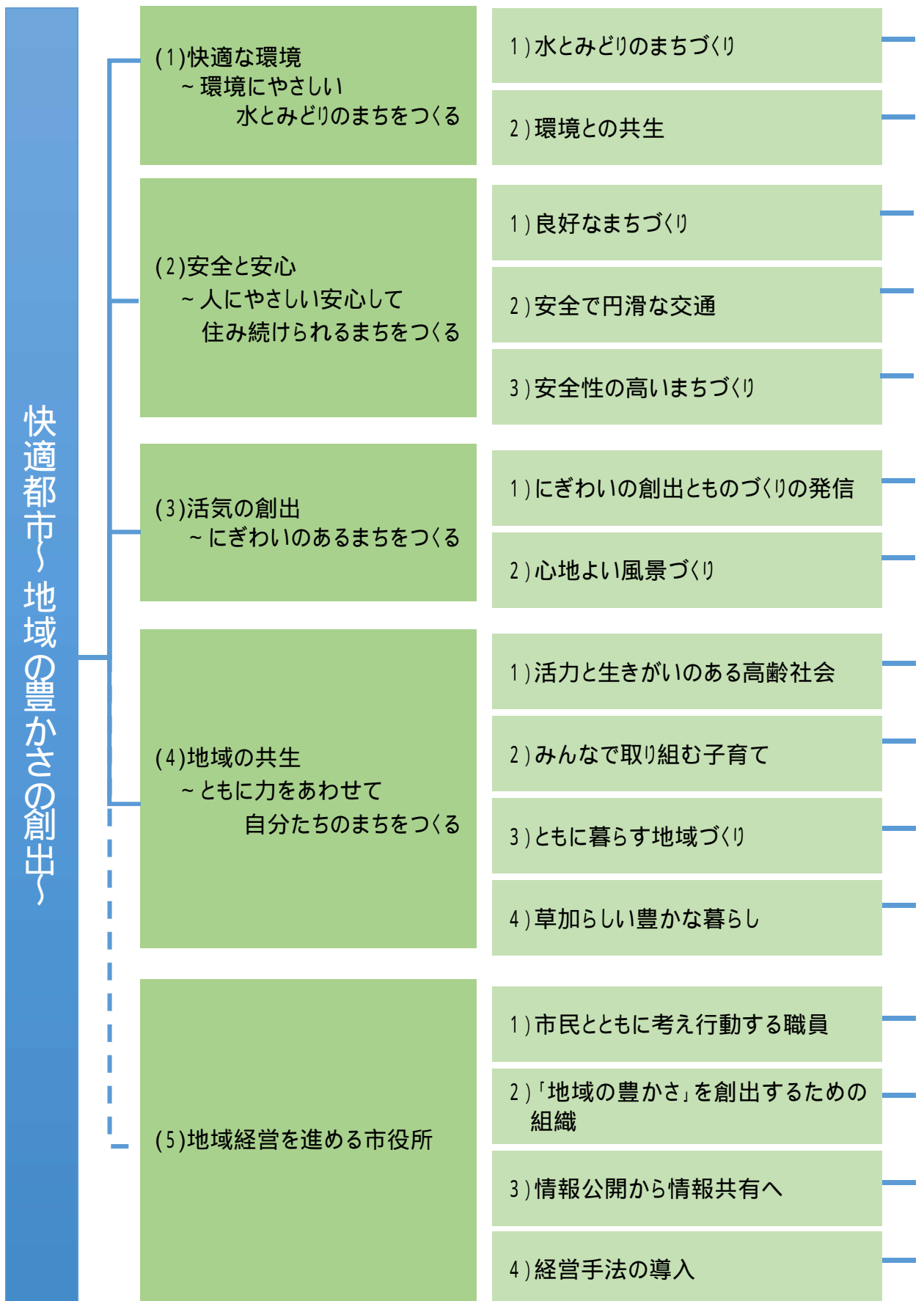
持続可能性と安心の向上のためには、近い将来に予測される大災害や高齢化の進行など、地域が抱えるリスクへの対応を計画的に進めること、まちの活力を将来にわたって維持していくため、住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちの「ブランド力」を向上させること、そして、さまざまな取組を進めていく上での基盤となる「コミュニティ力」を強化することが重要です。

これらを重点テーマとして位置付け、これらに対して特に効果が高い取組、先導的な役割を果たす取組で、本基本計画期間内に取り組めるものを優先的に実施することで、厳しい社会状況の中でも効果的・効率的に将来都市像を実現することをめざします。

また、これらの取組を個別に進めていくには、公共サービスの質を効率的に高めていくことはできません。例えば歩きやすい環境の整備が健康づくりにもつながるように、それぞれの取組の波及効果にも着目しながら、行政の各部局やさまざまな地域の主体が連携・協働しつつ関わっていくことが必要になります。



7 第一期基本計画の体系



水環境の保全
みどりの保全と創出

環境を守り育てる

良好なまちづくりの推進

交通利用環境の改善促進
安全で快適な道路の整備

総合的な治水対策の推進 / 交通安全対策の推進 / 危機管理体制の強化 /
防犯対策の推進 / 安全で安定した水の供給 / 安定した汚水処理の推進

地域とともに栄える産業の振興
おもてなしの心が息づく観光の振興

心地よいまちづくりの推進

総合的な高年者施策の推進

児童福祉の推進 / 生きる力を育てる学校教育の推進 / 子ども・青少年育成の充実

市民自治の推進 / 地域福祉の推進 / 勤労者・雇用対策の推進 / 障がい者福祉の推進
生活保護世帯・生活困窮者の自立支援 / 国際交流・地域間交流の推進 / 人権の尊重

「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進 / 草加らしい文化の創造 /
スポーツの推進 / 消費者の自立と支援 / 心と体の健康づくり / 医療環境の充実

市民とともに考え行動する職員の育成

市民参画制度の推進 / 社会ニーズへの的確な対応 / 市役所の情報化の推進

市政の透明性・公平性の充実

計画的で効果的な行政の推進
質の高い広域連携の推進

(1) 快適な環境 ~ 環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

1) 水とみどりのまちづくり

施策	施策の意図	具体的取組
1 水環境の保全	市民にとって身近な河川を保全する。	水質浄化対策の推進 親水空間の創造
2 みどりの保全と創出	快適な生活環境を形成するため、みどりとオープンスペースの保全・整備及び緑化を進める。	みどりの保全 みどりの創出 みどりの育成

2) 環境との共生

施策	施策の意図	具体的取組
3 環境を守り育てる	身近な自然の保全と環境負荷の低減を図る。	低炭素型まちづくり 循環型社会の構築 自然共生型まちづくり 環境衛生

(2) 安全と安心 ~ 人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

1) 良好なまちづくり

施策	施策の意図	具体的取組
4 良好なまちづくりの推進	良好な市街地の形成を図る。	計画的な土地利用の誘導 都市核と地域核の形成 良好な市街地の形成 良好な住環境の形成

2) 安全で円滑な交通

施策	施策の意図	具体的取組
5 交通利用環境の改善促進	市民の交通の利便性を確保する。	交通利用環境の改善促進
6 安全で快適な道路の整備	道路の機能を確保する。	幹線道路の整備 生活道路の整備 道路の保守

3) 安全性の高いまちづくり

施策	施策の意図	具体的取組
7 総合的な治水対策の推進	水害から市民を守る。	水害に強い河川等の整備 河川等の保全
8 交通安全対策の推進	安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守る。	交通安全意識の啓発・高揚 円滑な通行の確保
9 危機管理体制の強化	災害に強いまちづくりを推進する。	危機管理体制の整備 防火・防災意識の高揚 消防力の強化 地域防災力の強化
10 防犯対策の推進	市民の防犯意識を高め、犯罪	防犯意識の普及・高揚

施策	施策の意図	具体的取組
	を減少させる。	
11 安全で安定した水の供給	市民の求める安全で良質な水の安定供給を図る。	良質な水の安定供給
12 安定した汚水処理の推進	良好な生活環境を守るため、汚水処理を安定的に行う。	安定した汚水処理の推進

(3) 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる

1) にぎわいの創出とものづくりの発信

施策	施策の意図	具体的取組
13 地域とともに栄える産業の振興	市内産業の活性化を図る。	にぎわいの創出 ものづくりの振興 中小企業の経営支援 地場産業の育成 都市農業の振興
14 おもてなしの心が息づく観光の振興	観光地としての魅力の向上を図る。	魅力ある観光の推進

2) 心地よい風景づくり

施策	施策の意図	具体的取組
15 心地よいまちづくりの推進	美しい景観を創出するとともにだれもが安全に不自由なく利用できる施設を整備する。	生活風景の創出 だれもが利用しやすいまちづくり

(4) 地域の共生～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

1) 活力と生きがいのある高齢社会

施策	施策の意図	具体的取組
16 総合的な高年者施策の推進	高年者の自立と社会参加を図る。	高年者の自立支援 社会参加と生きがいづくり 介護保険制度の円滑な実施

2) みんなで取り組む子育て

施策	施策の意図	具体的取組
17 児童福祉の推進	子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図る。	子育て支援の推進 良質な保育環境づくり 子どもの発達支援 子育てに係る経済的不安等の軽減
18 生きる力を育てる学校教育の推進	全員がひとしく教育を受けられるようにし、人間として調和のとれた子どもを育成する。	学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成 心豊かな児童生徒の育成 健康でたくましい児童生徒の育成 きめ細かな特別支援教育の充実 一人ひとりに応じた就学支援の充実

施策	施策の意図	具体的取組
		計画的な学校教育施設整備の推進 魅力ある教育環境の推進 家庭・地域の教育力の向上 組織力をいかした学校経営の推進 子ども教育の連携の推進
19 子ども・青少年育成の充実	ふるさと意識のもてる子ども・青少年を育成する。	子どもの居場所づくり 青少年育成の推進

3) ともに暮らす地域づくり

施策	施策の意図	具体的取組
20 市民自治の推進	市民が自主的主体的にまちづくりを進める。	地縁活動の推進 市民活動の推進
21 地域福祉の推進	全ての市民が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる環境をつくる。	地域福祉活動の推進
22 勤労者・雇用対策の推進	勤労者福祉の増進及び就労の安定を図る。	就労の安定支援 勤労者福利厚生充実
23 障がい者福祉の推進	障がい者が安心して生活ができるようにする。	自立と社会参加の支援 在宅要介護者の支援 障がい者の更生援護
24 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	生活保護世帯・生活困窮者を社会的に自立させる。	生活保護世帯・生活困窮者の自立支援
25 国際交流・地域間交流の推進	様々な交流を通して相互の文化を理解する。	国際交流・地域間交流の推進
26 人権の尊重	人権尊重の精神を養う。	平和への貢献 人権啓発の推進 人権教育の推進 男女共同参画社会の実現

4) 草加らしい豊かな暮らし

施策	施策の意図	具体的取組
27 「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進	市民が自発的意志にもとづいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図る。	生涯をとおした多様な学習機会の充実 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進
28 草加らしい文化の創造	草加らしい文化を創造する。	草加らしい文化の創造
29 スポーツの推進	だれもが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに取り	生涯スポーツの推進 地域におけるスポーツ活動の推進

施策	施策の意図	具体的取組
	組める環境をつくる。	スポーツを通じた健康づくりの推進
30 消費者の自立と支援	消費者としての権利の尊重とその自立を進める。	自立した消費者の支援
31 心と体の健康づくり	運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進する。	健康づくりの啓発と実践 乳幼児・妊産婦への健康支援 成人・高年者の健康支援 国民健康保険の推進 高齢者医療制度の推進
32 医療環境の充実	安全で安心な医療環境の実現をめざす。	地域医療体制の推進 市立病院の健全な運営の推進

(5) 地域経営を進める市役所

1) 市民とともに考え行動する職員

施策	施策の意図	具体的取組
33 市民とともに考え行動する職員の育成	プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成する。	職員人材育成の充実 職員人事制度の充実

2) 「地域の豊かさ」を創出するための組織

施策	施策の意図	具体的取組
34 市民参画制度の推進	市民に開かれた市役所を確立する。	市民参画制度の充実
35 社会ニーズへの確かな対応	市民の利便性の向上を図る。	窓口サービスの充実 地方分権の推進 組織の整備
36 市役所の情報化の推進	市役所の情報化を進め、市民の利便性向上と内部事務の効率化を図る。	市役所の情報化の推進

3) 情報公開から情報共有へ

施策	施策の意図	具体的取組
37 市政の透明性・公平性の充実	市政の透明性・公平性を高める。	市政の透明性・公平性の充実

4) 経営手法の導入

施策	施策の意図	具体的取組
38 計画的で効果的な行政の推進	財政フレームにもとづき、中長期的な視点から効果的な行政を推進する。	計画行政の推進 健全な財政運営 財源の確保 効果的効率的な財産管理
39 質の高い広域連携の推進	市民に質の高いサービスを効果的に提供する。	他自治体、大学、企業などとの連携の推進

